

令和7年第9回 琴浦町教育委員会定例会 日程【成議書】

と き：令和7年7月22日（火）13:30～

ところ：まなびタウンとうはく 第1会議室

1 開 会

2 議事録署名委員の指名（森田委員、黒松委員）

3 教育長あいさつ

4 各課報告

（1）教育総務課

- ・令和7年度全国中学校体育大会
- ・校区外・区域外就学の承認について
- ・特別支援教育就学奨励費の支給決定について
- ・主な学校関係行事

（2）社会教育課

- ・生涯学習センター執務室の一部移転について
- ・部活動在り方検討会の報告について

（3）人権・同和教育課

- ・鳥取県部落解放月間（7月10日～8月9日）における啓発活動について
- ・子どもに対する性暴力防止にかかる研修会

5 議 事

議案第39号 琴浦町都市公園規則及び琴浦町農業者トレーニングセンター条例施行規則の一部改正について【承認】

議案第40号 琴浦町体育施設規則等の一部改正について【承認】

議案第41号 琴浦町立小中学校修学旅行引率者補助金交付要綱の一部改正について【承認】

議案第42号 琴浦町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について【承認】

議案第43号 建設工事請負契約の締結について（旧以西小学校改修工事）【承認】

議案第44号 琴浦町職員の人事異動について【承認】

6 報告事項

報告第2号 建設工事請負契約の変更について
(生涯学習センター地下駐車場消火設備改修工事)

7 協議事項

- ・令和6年度「主要施策の成果説明書兼評価書」について
- ・琴浦町教育大綱の改定について

8 その他

- ・令和7年度前期町教委計画訪問における懇談会について(報告)
- ・生徒指導報告について

9 閉 会

【次回の予定】 定例会 : 令和7年8月26日(火) 13時30分～
総合教育会議 : 同日 15時00分～
会場 : まなびタウンとうはく第2会議室

令和7年7月教育委員会定例会報告

教育総務課

1. 令和7年度全国中学校体育大会

第52回全日本中学校陸上競技選手権大会

東伯中学校2年 近池慶士さん（走り幅跳び）出場

期日 8月20日（8/17～21）

会場 沖縄県

2. 校区外・区域外就学の承認について

琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱の規定により、次のとおり承認しました。

承認校	学年	指定校	現住所	承認期間	要件
浦安小	4年	青谷小	鳥取市青谷	～7月31日	年度途中の転居
浦安小	3年	青谷小	鳥取市青谷	～7月31日	年度途中の転居
赤碕中	3年	箕蚊屋中	米子市尾高	～7月31日	年度途中の転居
船上小	3年	赤碕小	琴浦町赤碕	～卒業まで	年度途中の転居

3. 特別支援教育就学奨励費の支給決定について

対象となる保護者に各学校経由で申請案内、提出された申請内容を審査した結果、つぎのとおり決定しました。

支給決定 61人（対象者 87人、辞退者 26人）

第Ⅰ区分 35人

第Ⅱ区分 24人

第Ⅲ区分 2人

4. 主な学校関係行事

7/30～8/3 中学生台湾派遣（生徒13人）

8/12～15 学校閉庁日

8/25 中学校始業式

8/26 小学校始業式

1. 生涯学習センター執務室の一部移転について

令和6年度政策アイデアコンテストの結果に基づき、教育委員会事務局執務室の一部移転を行うため、報告するもの。

○移転理由

現執務室は、カウンターが狭く対面での来客対応、複数の来客対応ができない。また、執務机が密な配置となっており、職員の動線も確保できていないため。

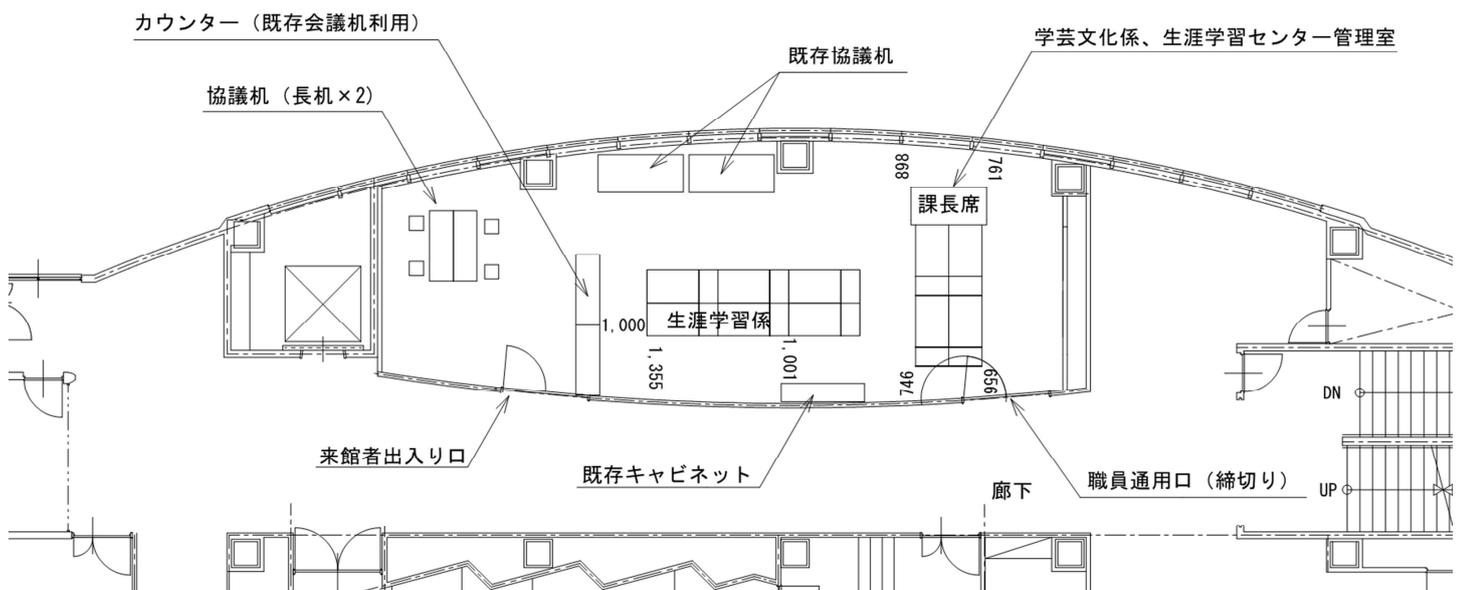
○移転の概要

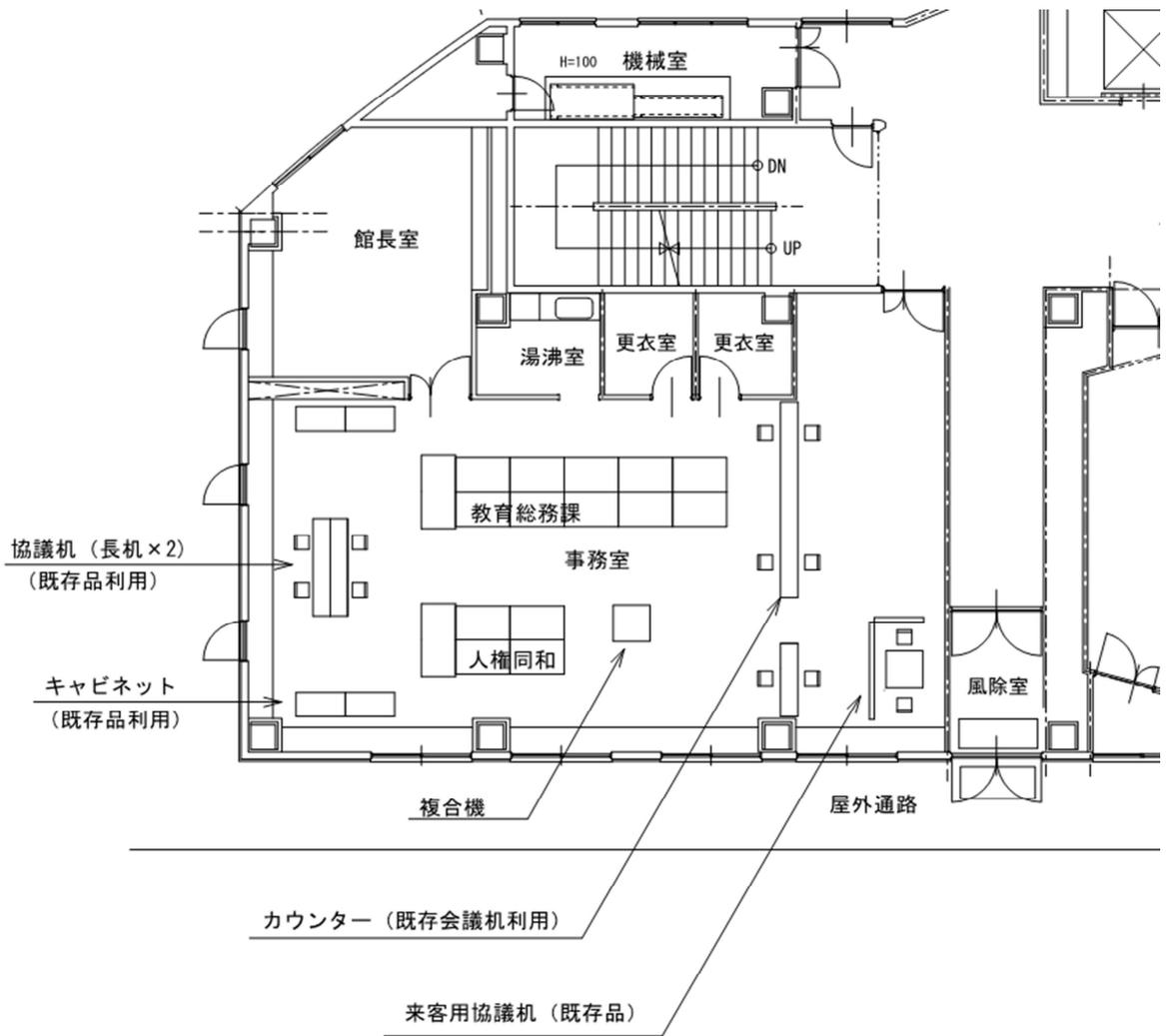
社会教育課が第1会議室に移転する。移転後の空きスペースにはカウンターを設置し、対面による来客対応、複数の来客対応が可能となるように改善する。なお、新設するカウンターには、第1会議室の会議机を流用し、経費の削減を図る。

教育総務課、人権同和教育課は、カウンター側に数m移動し、迅速な来客対応が可能となるようにする。また、移動後の空きスペースには協議用長机を設置し、業務の効率化に努める。

○移転の時期

8月8日（金）に社会教育課を移動。その後、現執務室も調整し、8月中旬には完了する予定。





2. 部活動在り方検討会の報告について
別紙のとおり

1、令和7年度の取り組み

夏休み期間中、バトミントン部を対象に合同部活動を実施する。

可能性のある、ソフトテニス部について、中学校と意見交換を行う。

	場所	備考
卓球部	【実施しない】	
バトミントン部	東伯中学校体育館	部としては、東伯中学校のみ。 赤碕中生徒は、スポ少所属の選手が対象。
ソフトテニス部	赤碕運動公園（仮）	顧問の先生と実施について意見交換を行う

- ・保険の整理をきちんとしておく。
- ・説明会を実施する。
- ・夏場は、熱中症指数により部活動実施の有無を当日判断する。

2、外部指導員、部活動指導員の通期募集について

人材バンクのような形で、登録制とする。

現在中学校に部活があるもの、指導者を要望している競技を絞り、実験的にやってみる。

3、琴浦町の方針

- ・中学校部活動に部活動指導員や外部指導者を配置を拡大、まずは休日における部活動指導員について、可能な限り地域連携を進めていく。
- ・同時に地域展開の可能性についても検討を進めていく。
- ・目指すところは、子どもたちの活動をどう維持していくか。子どもが少なくなる中でも、多くの競技、運動ができる環境の維持・整備をしていく。

4、町内の状況

①外部指導者 配置競技：卓球部（東伯中）3名

②部活動指導員 配置競技：バドミントン（東伯中）1名、ソフトテニス（東伯中）1名
バレーボール（赤碕中）1名、剣道（東伯中）1名

5、令和8年度以降 鳥取県推進計画の改訂について

別紙参照

県推進計画の改訂について

1 現状について

- (1) 本年 5 月に国の有識者会議（以下「実行会議」という。）から国へ提言が示された
- (2) 国は実行会議からの提言を受けて、国の方針を検討し本年冬頃にガイドラインを改訂し方向性を示す予定
- (3) 国が方向性を示してから県の方向性を検討し推進計画の改訂を実施すると市町村へ示す時期が 2 月から 3 月となる
- (4) 令和 8 年度当初から、市町村が部活動改革の取組を実施するためには、実行会議からの提言を元に早期に推進計画を示す必要があるが、国の正式な方針ではない状況で示すこととなる

2 国の有識者会議からの提言

- (1) 部活動改革の目的を的確に表現するために「地域移行」を「地域展開」に変更
- (2) 令和 8 年度から 13 年度を「改革実行期間」として「地域展開」への取組をする
- (3) 令和 8 年度から令和 10 年度を前期、令和 11 年度から令和 13 年度を後期
- (4) 改革実行期間内に休日に活動する部活動を、地域展開を実現
- (5) 平日については、実行期間中に課題等を整理し、方向性を検討する
- (6) 休日と平日の指導者が異なることにより、生徒が困惑することがないように、地域クラブと学校が連携を図る
- (7) 地域クラブの運営等については、受益者からの会費等を原則とする
- (8) 地域クラブへの支援については、公的負担と受益者負担のバランスを検討していく
- (9) 地域クラブと民間クラブの違いを明確にするため、市町村が認定する場合の定義・要件や認定方法等を国が示す

3 今後について

- (1) 市町村が令和 8 年度当初から部活動改革の取組が実施できるよう、実行会議からの提言を元に改訂案を作成
- (2) 作成した改訂案について、市町村等関係団体の意見をとりまとめ、暫定版を作成し、市町村へ示す
- (3) 国がガイドラインの改訂を行い、正式に方針が示された上で、県推進計画の改訂版（確定版）を策定し、市町村へ示す

4 改訂のポイント

- (1) 「改革実行期間」（前期）の推進計画を示す。
- (2) 生徒の活動機会を確保するための計画であり、大会参加を想定した計画ではないとして改訂を行う。
- (3) 「地域移行」を「地域展開」に言い換える
- (4) 休日を地域展開した場合に平日との指導者が異なることにより、生徒が困惑することがないように連携を図ることを明記
- (5) 平日については、原則、部活動として活動機会を確保することを継続しつつ、地域や学校の実情に応じて休日と包括的に調整することを検討することを明記
- (6) 地域クラブへの参加については、強制しないことを明記
- (7) 地域クラブに市町村へ活動報告を義務づけ、認定したクラブに対して是正の指導を行うことを明記
- (8) 改革実行期間（前期）が終了する時点での県全体としての目標を示した
- (9) 部活動改革の取組を通じて、部活動の精選を行い、部活動の設置や廃止の規程の整備の検討について明記
- (10) 地域クラブの活動時間と休養日の設定について明記
- (11) 部活動改革の取組状況等について、地域や保護者等へ情報提供を適宜行うことを明記
- (12) 部活動改革の方向性や取組について、当事者の中学生や小学生、その保護者の意見や希望を確認し、可能な限り反映させることを明記

1 鳥取県部落解放月間（7月10日～8月9日）における啓発活動について

- 町内施設（事業所）啓発訪問・街頭啓発（管理職を中心に班編制で対応）
 啓発懸垂幕（本庁・分庁）、立看板設置、
 啓発ワッペン着用（町職員、学校、こども園）

開催日	項目	内容
7月10日（木）	町民啓発	・行政放送を活用し、町民への部落解放月間の周知 （町長から町民へ呼びかけ）
11日（金）	街頭啓発	町内商業施設（アパート・東宝ストア） ・啓発物品の配布
12日（土）	とうはく人権まなびの講座 （東伯文化センター）	外国人（難民）問題の上映会 ・午前10時から ・午後1時30分から
15日（火）	施設啓発訪問①	・赤碕清掃、百寿苑 ・部落解放月間について ・部落差別解消推進法について ・人権問題（課題）発生時における取り組み、解決策について
24日（木）	あかさき人権まなびの講座 （赤碕文化センター）	まなび直そう部落の歴史 ・午後7時から ・講師：外川 正明さん （京都教育大学名誉教授）
29日（火）	施設啓発訪問②	・ソルヘム ・部落解放月間について ・部落差別解消推進法について ・人権問題（課題）発生時における取り組み、解決策について
30日（水）	施設啓発訪問③	・デイケアセンターもりもと ・部落解放月間について ・部落差別解消推進法について ・人権問題（課題）発生時における取り組み、解決策について
8月1日（金）	第50回人権尊重の社会を実現する鳥取県研究集会（鳥取市）	・県民ふれあい会館ほか ・町職員ほか派遣（予定：35名）

子どもに対する性暴力防止にかかる研修会

人権・同和教育課

1 目的

- ・教職員による子どもに対する性暴力防止を図ることを目的とする。
- ・町内小中学校のすべての教員及び職員を対象に実施。

2 講師

- ・鳥取県性暴力被害者支援者支援協議会 繁原 美保氏
(鳥取市西町1丁目401)

3 日時及び会場

実施日	実施時間	対象校
8月20日(水)	9:00~10:30	浦安小学校
	13:00~14:30	船上(ふなのえ)小学校
	15:00~16:30	八橋小学校
8月27日(水)	13:30~15:00	赤碕小学校
	15:30~16:45	聖郷小学校
9月17日(水)	15:10~16:40	赤碕中学校
9月24日(水)	13:45~15:15	東伯中学校

議案第 39 号

琴浦町都市公園規則及び琴浦町農業者トレーニングセンター条例施行
規則の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町都市公園規則及び琴浦町農業者トレーニングセンター
条例施行規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営
に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、
本委員会の議決を求める。

令和 7 年 7 月 22 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河原 裕 司

令和 7 年 7 月 22 日 承 認

琴浦町教育委員会

令和7年琴浦町規則第 号

琴浦町都市公園規則及び琴浦町農業者トレーニングセンター条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 琴浦町都市公園規則(平成16年琴浦町規則第117号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第5条 略</p> <p><u>(当日の利用)</u></p> <p><u>第5条の2 町長は、第4条第2項の規定にかかわらず、前条に定める許可書の交付がなされていない施設については、琴浦町の休日を定める条例(平成16年琴浦町条例第2号)に規定する日を除いた日に限り、当日の利用を許可することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、申請者は、第4条第1項及び前条に規定する手続を利用開始時刻までに終えなければならない。</u></p> <p><u>なお、希望する利用開始時刻が17時以降の場合は、17時までとする。</u></p>	<p>第5条 略</p>

第2条 農業者トレーニングセンター条例施行規則(平成16年琴浦町規則第101号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の申請)</p> <p>第3条 条例第6条第1項の規定により、トレーニングセンターの利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、トレーニングセンター利用許可申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。この場合において、町長は許可に必要な書類を添付させることができる。</p> <p>第4条～第5条 略</p> <p>(当日の利用)</p> <p><u>第5条の2 町長は、第4条の規定にかかわらず、第5条第1項に定める許可書の交付がなされていない施設については、琴浦町の休日を定める条例(平成16年琴浦町条例第2号)に規定する日を除いた日に限り、当日の利用を許可することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、申請者は第3条及び第5条に規定する手続を利用開始時刻までに終えなければならない。なお、希望する利用開始時刻が17時以降の場合は、17時までとする。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第12条 略</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第3条 条例第6条第1項の規定により、トレーニングセンターの利用の許可を受けようとする者は、トレーニングセンター利用許可申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。この場合において、町長は許可に必要な書類を添付させることができる。</p> <p>第4条～第5条 略</p> <p>(報告)</p> <p>第12条 <u>所長は、各月の利用状況を翌月の10日までに町長に報告しなければならない。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第13条 略</p>

附 則
この規則は、令和7年7月22日から施行する。

議案第40号

琴浦町社会体育施設規則等の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町社会体育施設規則の一部を改正することについて、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第
15条第1項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和7年7月22日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和7年7月22日 承認

琴浦町教育委員会

令和7年琴浦町教育委員会規則第 号

琴浦町社会体育施設規則等の一部を改正する規則

第1条 琴浦町社会体育施設規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用許可の申請及び許可)</p> <p>第3条 条例第4条の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ教育長に社会体育施設利用許可申請書(様式第1号)を提出しなければならない。この場合において、教育長は許可に必要な書類を添付させることができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(当日の利用)</p> <p><u>第3条の2 町長は、前条第2項の規定にかかわらず、同条第3項に定める許可書の交付がなされていない施設については、琴浦町の休日を定める条例(平成16年琴浦町条例第2号)に規定する日を除いた日に限り、当日の利用を許可することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、申請者は、前条第1項及び同条第3項に規定する手続を利用開始時刻までに終えなければならない。なお、希望する利用開始時刻が17時以降の場合は、17時までとする。</u></p>	<p>(利用許可の申請及び許可)</p> <p>第3条 条例第4条の許可を受けようとする者は、あらかじめ教育長に社会体育施設利用許可申請書(様式第1号)を提出しなければならない。この場合において、教育長は許可に必要な書類を添付させることができる。</p> <p>2～4 略</p>

第2条 琴浦町立小・中学校施設使用に関する規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の申請)</p> <p>第3条 条例第2条の規定により学校施設の使用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ学校長の意見を聴き、琴浦町立小・中学校施設使用申請書(様式第1号)を、使用する日の3日前までに教育委員会に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、必要な書類を添付させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>第3条の2～第4条 略</p> <p>(当日の使用)</p> <p><u>第4条の2 町長は、第3条第1項の規定にかかわらず、前条に定める許可書の交付がなされていない施設については、琴浦町の休日を定める条例(平成16年琴浦町条例第2号)に規定する日を除いた日に限り、当日の使用を許可することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、申請者は、第3条及び前条に規定する手続を使用開始時刻までに終えなければならない。なお、希望する使用開始時刻が17時以降の場合は、17時までとする。</u></p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第3条 条例第2条の規定により学校施設の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ学校長の意見を聴き、琴浦町立小・中学校施設使用申請書(様式第1号)を、使用する日の3日前までに教育委員会に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、必要な書類を添付させることができる。</p> <p>2 略</p> <p>第3条の2～第4条 略</p>

第3条 琴浦町立平岩記念会館規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の許可の申込み等)</p> <p>第2条 条例第4条の規定により、琴浦町立平岩記念会館(以下「会館」という。)を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、利用許可申込書(様式第1号)を利用しようとする日の3日前までに琴浦町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(当日の利用)</p> <p><u>第2条の2 町長は、前条の規定にかかわらず、前条第2項に定める許可書の交付がなされていない施設については、琴浦町の休日を定める条例(平成16年琴浦町条例第2条)に規定する日を除いた日に限り、当日の利用を許可することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、申請者は、前条第1項及び同条第2項に規定する手続を利用開始時刻までに終えなければならない。なお、希望する利用開始時刻が17時以降の場合は、17時までとする。</u></p>	<p>(利用の許可の申込み等)</p> <p>第2条 条例第4条の規定により、琴浦町立平岩記念会館(以下「会館」という。)を利用しようとする者は、様式第1号による利用許可申込書を利用しようとする日の3日前までに琴浦町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和7年7月22日から施行する。

社会体育施設等の当日利用について（概要）

原則「利用申請書の提出は、利用しようとする日の3日前までとする。」
→まず平日に限り、その日の予約がなければ利用ができるようにする。

○利用申請の特例（R7.7.22 規則改正予定）

- ・利用したい当日に予約されていない施設がある場合、申請・許可できるよう改正する。
- ・申請者は、申請書を総合体育館に持参するか、電話で申し込み（職員が管理画面で聞き取り、入力）→確認後、許可
- ・利用開始時刻が17時以降の場合、申請は17時までに行う（職員が申請受付、許可の事務処理を行うため）
- ・上記においても、各施設の休館日は利用不可
 - 東伯総合公園：火曜日
 - 社会体育施設（赤碕運動公園、武道館）：月曜日
 - トレセン：休館日なし

議案第 4 1 号

琴浦町立小中学校修学旅行引率者補助金交付要綱の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町立小中学校修学旅行引率者補助金交付要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 7 年 7 月 2 2 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 7 年 7 月 2 2 日 承 認

琴浦町教育委員会

令和7年琴浦町内訓第 号

琴浦町立小中学校修学旅行引率者補助金交付要綱の一部を改正する内訓

第1条 琴浦町立小中学校修学旅行引率者補助金交付要綱(平成24年琴浦町内訓第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金交付申請等)</p> <p>第5条 補助対象事業者は琴浦町立小中学校長(以下「校長」という。)とし、補助金の交付を受けようとする校長は、<u>琴浦町立小中学校修学旅行引率者補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要書類を添付して、町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 本事業は、規則第4条ただし書に規定する場合に該当するものとする。</u></p> <p><u>3 補助金の申請については、規則第19条に規定する請求に関する手続を併合するものとし、補助金の請求は、本補助金の交付決定日になされたものとする。</u></p>	<p>(補助金交付申請等)</p> <p>第5条 補助対象事業者は琴浦町立小中学校長(以下「校長」という。)とし、補助金の交付を受けようとする校長は、<u>規則の定めるところにより、申請その他必要な手続を行うものとする。</u></p> <p><u>2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号に掲げる書類は、別記様式によるものとする。</u></p> <p><u>3 規則第16条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号に掲げる書類は別記様式によるものとする。</u></p>

第2条 琴浦町立小中学校修学旅行引率者補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

別記様式を様式第1号とし、次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

琴浦町長 様

申請者名

年度琴浦町立小中学校修学旅行引率者補助金交付申請書兼請求書

琴浦町立小中学校修学旅行引率者補助金の交付を受けたいので、琴浦町立小中学校修学旅行引率者補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、交付決定後は、当該交付決定額を請求します。

記

補助金の名称	琴浦町立小中学校修学旅行引率者補助金		
交付申請額	円		
	1人あたり負担額	円×引率人数	人
添付書類	1人あたり負担額の内訳及び引率者が確認できる書類		
振込先口座	口座名義		
	金融機関名・店名		
	口座種別口座番号		

琴浦町記入欄			
申請受付年月日	年 月 日	交付決定年月日	年 月 日
交付決定額	円		

附 則

この内訓は、令和7年7月22日から施行する。

議案第 4 2 号

琴浦町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 7 年 7 月 2 2 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 7 年 7 月 2 2 日 承 認

琴浦町教育委員会

令和7年琴浦町教育委員会訓令第 号

琴浦町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する訓令

第1条 琴浦町特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成30年琴浦町教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の目的とする教育機会の均等の趣旨に則り、琴浦町立小学校及び中学校(以下「町立小中学校」という。)に在学する児童又は生徒(以下「児童生徒」という。)の保護者の経済的負担を軽減するため特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)を支給するに当たり、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>町立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童若しくは生徒(以下「児童生徒」という。)又は通常の学級に在籍し、障がいに応じた特別の指導を受ける児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、もって特別支援教育の振興に資するため、特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)の支給を行うことを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>特別支援学級 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項の規定により町立小・中学校に設置された学級をいう。</u></p> <p>(2) <u>保護者 学校教育法第16条に規定する保護者で、児童生徒の保護者をいう。</u></p>

(2) 略

(3) 略

(支給対象者)

第3条 就学奨励費は、次の各号に掲げる者に支給するものとする。

(1) 学校教育法第81条第2項の規定により町立小中学校に設置された特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者

(2) 在籍校以外において、学校教育法施行規則(昭和22年文部科学省令第11号)第140条の規定により、障がいに応じた特別の指導(以下「通級指導」という。)を受ける児童生徒の保護者

(3) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒の保護者

(支給費目)

第4条 就学奨励費の支給費目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 新入学児童生徒学用品等費 新たに入学する児童生徒が通常必要とする新入学に当たっての学用品及び通学用品の購入費

(3)～(6) 略

(3) 通級指導教室 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条の規定により設置された通級指導教室をいう。

(4) 略

(5) 略

(支給対象者)

第3条 就学奨励費は、次の各号に掲げる者に支給するものとする。

(1) 特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者

(2) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害程度に該当する児童生徒の保護者

(3) 通常の学級に在籍し、他校に設置された通級指導教室において、心身の障がいに応じた特別の指導(以下「通級指導」という。)を受ける児童生徒の保護者

(支給費目)

第4条 就学奨励費の支給費目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 新入学児童・生徒学用品等費 新たに入学する児童生徒が通常必要とする新入学に当たっての学用品及び通学用品の購入費

(3)～(6) 略

(7) 通学費 児童生徒が通級指導を受けるために最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費

(8)～(10) 略

(支給区分)

第5条 就学奨励費の支給区分は、次の各号に掲げる保護者の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 収入額が需要額の1.5倍未満の世帯に属する保護者 前条各号に掲げる経費

(2) 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の世帯に属する保護者 前条各号に掲げる経費

(3) 略

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2号に規定する保護者については、前条第7号に掲げる経費のみを支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、法第13条に規定する教育扶助を受けている児童生徒の保護者又は琴浦町就学援助支給に関する要綱(平成19年琴浦町教育委員会訓令第1号)の規定により準要保護者として教育委員会の認定を受けている児童生徒の保護者は、前条第7号から第9号に掲げる経費のみを支給する。ただし、この要綱と同様の趣旨で支給される扶助、援助、その他の給付を受けている場合は、支給しないものとする。

(申請)

第7条 就学奨励費の支給を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、

(7) 通学費 児童生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費

(8)～(10) 略

(支給区分)

第5条 就学奨励費の支給区分は、次の各号に掲げる保護者の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 収入額が需要額の2.5倍未満の世帯に属する保護者 前条各号に掲げる経費

(2) 略

2 前項の規定にかかわらず、第3条第3号に規定する保護者については、児童生徒が通級指導を受けるための通学にかかる前条第7条に掲げる経費のみを支給する。

3 第5条第1項の規定にかかわらず、法第13条に規定する教育扶助を受けている児童生徒の保護者又は琴浦町就学援助費支給に関する要綱(平成19年琴浦町教育委員会訓令第1号)の規定により準要保護者として教育委員会の認定を受けている児童生徒の保護者は、児童生徒が通級指導を受けるための通学にかかる前条第7条に掲げる経費並びに前条第8号及び第9号に掲げる経費のみを支給する。ただし、この要綱と同様の趣旨で支給される扶助、援助、その他の給付を受けている場合は、支給しないものとする。

(申請)

第7条 就学奨励費の支給を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、

特別支援教育就学奨励費支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要書類を添付の上、当該児童生徒の在籍する学校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。

(認定)

第8条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、支給区分等を決定し、学校長を通じて申請者に通知する。

(認定の取消)

第9条 教育委員会は、認定を受けた保護者が虚偽その他不正の申請をしたとき又は就学奨励費を支給する必要がなくなったと認めるときは、その認定の一部又は全部を取り消すものとする。

(支給方法)

第10条 就学奨励費の支給は、申請者が指定する口座への振込みを原則とする。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書(別記様式)を当該児童生徒の在籍する学校長を通じて教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。

(認定)

第8条 教育長は、前条の調書を受理したときは、その内容を審査の上、認定の適否を決定し、学校長を通じて申請者に通知する。

2 教育長は、前項の審査を行うに当たり、申請者から必要に応じて源泉徴収票、所得証明書その他必要な書類を提出させるものとする。

(認定の取消)

第9条 教育長は、認定を受けた保護者が虚偽その他不正の申請をしたとき又は就学奨励費を支給する必要がなくなったと認めるときは、その認定の一部又は全部を取り消すものとする。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第2条 琴浦町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を次のように改正する。

別記様式を様式第1号とし、次のように改める。

様式第1号(第7条関係)

年度 琴浦町特別支援教育就学奨励費支給申請書

琴浦町教育委員会 様

下記のいずれかに☑をしてください

- 次のとおり特別支援教育就学奨励費の支給を申請します。
就学奨励費の支給については、琴浦町に登録済みの口座への振込みを希望します。
- 特別支援教育就学奨励費の申請を辞退します。(以下、日付と保護者名のみ記載してください)

申請日	年 月 日	保護者名			
住所	※アパート・マンション名・部屋番号等も記入				
電話番号	※平日の日中連絡が取れる連絡先を記入 () -				
対象となる児童生徒氏名	申請理由(※)	小中学校名・学年			
		琴浦町立	学校	年生	
		琴浦町立	学校	年生	
		琴浦町立	学校	年生	
*申請理由欄には下記項目の中から該当する番号を記入してください。			添付書類		
① 特別支援学級に在籍している			世帯の所得金額がわかる書類(※)		
② 他校での通級による指導を受けている			世帯の所得金額がわかる書類(※)		
③ 学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当している			世帯の所得金額がわかる書類(※)及び障がいの程度を証明する書類		
家族状況(生計を一にする者全員)					
氏名	申請者との続柄	生年月日	就業の有無	在籍校	備考
	申請者本人	・	有・無		
		・	有・無		
		・	有・無		
		・	有・無		
		・	有・無		
		・	有・無		
		・	有・無		
		・	有・無		
同意書					
琴浦町教育委員会が、私及び私と生計を同一にする者の所得課税状況等を調査することに同意します。					
※ 琴浦町で調査が可能な場合は、本同意書により添付書類を省略することができます。					
※ 同居の別世帯員がいる場合、別世帯員の同意も必要です。					
申請者氏名	Ⓢ	生年月日	年	月	日
別世帯員氏名	Ⓢ	生年月日	年	月	日
※白墨の場合は押印を省略できます。					

※太枠の中を記入してください

附 則

この訓令は、令和7年7月22日から施行する。

議案第43号

建設工事請負契約の締結について〔旧以西小学校改修工事〕

建設工事請負契約の締結に係る議案を令和7年7月琴浦町臨時議会に提出することについて、地方教育行政の組織および運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

- 1 工 事 名 旧以西小学校改修工事
- 2 工 事 場 所 東伯郡琴浦町大字宮木239-1
- 3 工事完成期限 令和8年3月13日
- 4 請 負 金 額 一金 80,960,000円（税込）
- 5 契約の方法 指名競争入札
- 6 契 約 者 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1840-1
氏名 馬野建設株式会社
代表取締役社長 馬野 慎一郎

令和7年7月22日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和7年7月22日 承 認

琴浦町教育委員会

議案第44号

琴浦町職員の人事異動について

琴浦町職員の人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和31年法律第162号)第21条第3項の規定により、本委員会の承認を
求める。

令和7年7月22日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和7年7月22日 承認

琴浦町教育委員会

報告第2号

建設工事請負変更契約の締結について

〔生涯学習センター地下駐車場消火設備改修工事〕

標記の件について、専決処分により変更契約を締結しましたので、本委員会に報告します。

なお、この件については令和7年7月琴浦町議会臨時会に報告します。

変更後	変更前
4 請負金額 一金 <u>53,642,000円</u>	4 請負金額 一金 <u>52,580,000円</u>

備考 変更部分は、下線の部分とする。

令和 7 年 7 月 2 2 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

生涯学習センター地下駐車場消火設備改修工事について

1. 趣旨

生涯学習センター地下駐車場消火設備改修工事について、令和7年7月14日に変更契約を締結したため、報告するもの。

2. 変更内容

○請負金額の変更

当初請負金額：52,580,000円

変更金額：1,062,000円の増

増額の主な理由：天井復旧工の増、給水管防振工の増、スプリンクラーヘッド交換工の増

3. 経過

配管工事を行うため、天井材を撤去した結果、天井下地材が想定以上に密に配置されていたため、天井下地撤去復旧工を追加した。

消火剤を地下ポンプから圧送する際に、地下ポンプの振動により給水管が破損する恐れがあるため、振動対策工を追加した。

天井に段差のある箇所では消火剤散布に支障があることが判明したため、スプリンクラーヘッドの部材を追加した。

教育大綱改定について

1 教育大綱とは

町長が、地域の実情に応じて、琴浦町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるもの（策定義務）。

策定にあたっては、総合教育会議で協議をする必要がある。

○根拠法令 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

2 教育振興基本計画とは

教育委員会が、地域の実情に応じて、琴浦町教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めるもの（努力義務）。

○根拠法令 教育基本法
(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

[参考]

※教育振興基本計画を策定した場合は、その計画を教育大綱に代えることができる。

この場合、大綱の策定は不要となる。

⇒ 琴浦町は、教育振興基本計画を策定していないため、**教育大綱の策定が必要**

3 教育大綱の改定について

(1) 現在の教育大綱

- 策定時期 令和2年9月
計画期間 令和2年度から令和6年度
策定方針 第2期まち・ひと・くらし創生戦略の方針を踏まえて策定
3つの柱 ①誰一人取り残さない質の高い教育の実現
②ふるさとを誇りに思う教育の推進
③地域を支える人材の育成と環境整備
具体内容 柱に基づく施策を記載

(2) 次期教育大綱の策定方針（案）

- 策定時期 令和7年9月
計画期間 令和7年度から令和11年度
策定方針 第3期地方創生総合戦略・第3次総合計画を踏まえて策定
⇒ 上記の計画は、町の施策の基本方針であるため。
3つの柱 ①「誰一人取り残さない」共生社会の教育実現・グローバル化する社会
で活躍する人材の育成
②地域ともに学び支え合う教育環境と人材育成の推進
③ふるさとを誇りに思う教育の推進
具体内容 柱に基づく施策を記載（地方創生戦略、総合計画を基に）

[参考：現在の鳥取県教育大綱の柱]

- ①主体的に学び持続可能な社会の作り手を育む学校教育の推進
- ②社会全体で子どもを育み地域や家庭で学び合うふるさとキャリア教育の推進
- ③誰一人取り残さず、すべての人の可能性を引き出す学びの環境づくり
- ④一人一人に寄り添い寄り添いニーズに対応した特別支援教育の充実
- ⑤健やかな心と体の育成、スポーツ・文化芸術の振興

(3) スケジュール（案）

- | | | |
|--------|---------|-------------------|
| 町長協議 | 7/11（金） | 大綱の策定方針について協議 |
| 教育委員会 | 7/22（火） | 大綱の策定方針について協議 |
| 大綱素案作成 | 8/ 8（金） | 大綱案の作成 > 町長に説明・確認 |
| 教育委員会 | 8月下旬 | 改定案について協議 |
| 総合教育会議 | 8月下旬 | 改定案について協議 |
| 教育大綱改定 | 9月 | |

琴浦町教育大綱

琴 浦 町
琴浦町教育委員会

令和 2 年 9 月改定

1 策定の趣旨

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本指針として定めるものです。

本町では平成27年7月、第1次琴浦町総合計画基本構想をもとに琴浦町教育大綱を策定し、教育行政を進めてきました。その後、平成30年度に改訂した教育大綱の計画期間が終期を迎えるに当たり、改訂するものです。

改訂に当たっては、令和元年度に多くの住民の意見を起点として策定した「第2期琴浦町まち・ひと・くらし創生戦略」を中心としながら、本町の学校教育、社会教育に関する施策について、総合教育会議で協議・調整を行いました。

2 計画期間

計画期間は、琴浦町まち・ひと・くらし創生戦略の計画期間との整合性を図り、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、総合教育会議において協議調整を行い、状況に応じて随時見直すものとします。

3 基本目標

- 誰一人取り残さない質の高い教育の実現
- ふるさとを誇りに思う教育の推進
- 地域を支える人材の育成と環境整備

グローバル化が進展する中、Society5.0時代を担う子どもたちを育成するために、誰一人取り残さない質の高い教育を実現します。

持続可能な社会の実現を目指すために、国際的視野を持ち多様な価値観に対応できる人材を育成していくこと、また地域を誇りに思い、地域を支えていこうとする意欲を養う教育に取り組むことが重要です。

また、教員の働き方改革も同時に推進し、子ども一人ひとりと関わる時間を保障することで、より質の高い教育を目指します。

学校

- ・特色ある教育の推進
- ・幼児期からの切れ目ない教育支援
- ・一人ひとりの確かな学力の向上
- ・教職員の働き方改革
- ・ふるさとを誇りに思う教育の充実

地域

- ・生涯にわたる学びの機会創出
- ・スポーツ・文化芸術の振興と文化財の保存活用
- ・将来を見据えた地域づくり
- ・社会教育、体育施設の再整備
- ・人権を尊重するまちづくり

誰一人取り残さない質の高い教育の実現
ふるさとを誇りに思う教育の推進
地域を支える人材の育成と環境整備

4 重点施策

基本目標の達成に向けて、期間中に重点的に取り組む施策について、大きく学校と地域の2つに分けて定めます。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた新たな生活様式に向けてICT環境の整備が進む中、現場の働き方改革を進めることで、誰一人取り残さない質の高い教育を目指します。

地域においては、幅広い世代が学び、集い、交流するための拠点施設の再整備を行うとともに、各地域の特性を生かした主体的なまちづくりを進めることで、将来にわたっていきいきとこのまちで暮らし続ける基盤づくりを進めます。

1. 誰一人取り残さない質の高い教育の実現

これまで本町が進めてきた手厚い子育て支援と特色ある教育を推進し、「子育てするなら琴浦町、教育ならば琴浦町」と評価され、人が移り住みたくなるまちを目指します。

また、ふるさと教育により地域に対する誇りを育み、一度は町外に出ても町との関係を持ち続け、いつか琴浦に帰ってくる「ひとづくり」を行います。

新型コロナウイルス感染症対策をきっかけに、新たな生活様式に対応した新しい学びの姿、学校行事のあり方などを積極的に取り入れていきます。

■特色ある教育の推進

誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びの実現に向け、学校にICT（情報通信技術）環境を整備し、デジタル教科書等のデジタル教材を積極的に導入します。

また、グローバル化に対応できる人材の育成に向け、その基礎となる英語力向上に取り組みます。

- ・ 1人1台情報端末の整備
- ・ デジタル教材、教育用システムの導入
- ・ ALT(外国語指導助手)、英語指導支援員の配置
- ・ 実用英語技能検定に対する助成

■幼児期からの切れ目ない教育支援

子ども園、小学校、中学校の連携を強化し、年齢に応じて一貫性のある教育計画や教育活動を進めます。

小1プロブレム、中1ギャップの解消に向けた体験活動や交流等の充実を図ります。

- ・子ども園における教職員体験研修の実施
- ・中学校教員の小学校における授業実践
- ・体験入学や授業体験、相互交流、共同学習の実施

■一人ひとりの確かな学力の向上

学びの楽しさや学ぶ意欲を引き出す授業の創造など、教員の授業力の向上のため研修、研究の機会を設けます。

児童生徒個々の特性や環境に応じた教育機会の確保に対する支援を行います。

支援が必要な児童生徒について関係者、関係機関との連携をとりながら、学校全体で取り組みます。

- ・特別支援にかかる教職員等の加配
- ・フリースクール授業料助成
- ・進学奨励金、通学費助成等による経済負担の軽減
- ・ICTの活用による新しい学習のあり方を検討

■教職員の働き方改革

学校における業務削減と業務効率化を進め教員の負担軽減を行うことで、教育の質の向上を図ります。

新たな生活様式に対応した、シンプルで新しい学校行事のあり方の検討を進め、教員の負担軽減を図ります。

- ・学校現場における働き方改革の推進
- ・ICTの活用による業務効率化の推進

2. ふるさとを誇りに思う教育の推進

地域の自然や歴史文化、産業、人物などを教材とし、ふるさとへの愛着と誇りを醸成す

る学習を体系的に行うことで、子どもたちが地域の一員として生まれ育ってきたふるさとに貢献しようとする意欲を養う教育に取り組みます。

- ・コミュニティスクールの導入による地域とのつながりを構築
- ・地域人材を講師とする学習の実施
- ・ふるさとを誇りに思う教育の充実
- ・環境学習の実施

3. 地域を支える人材の育成と環境整備

本町では、市町村合併後も多くの社会体育施設、文化施設等を維持してきましたが、その利用形態等も時代とともに変わりつつある中、これらを有効に活用し、質を高めることで持続可能な仕組みに変えていきます。

また、社会教育、人権教育等を引き続き推進することで、地域を支える人材の育成を進めます。

■生涯にわたる学びの機会創出

乳幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期と生涯の各時期にわたって、心豊かに学ぶことができる機会を提供します。

世界や全国の舞台上で活躍する幅広い分野のトップランナーと関わる機会を創出し、新たな学びに触れ、新しい世界観でふるさとを支え、リードする人材を育成します。

- ・年代等に応じた学習機会の提供
- ・まちなか図書館等による読書機会の拡充

■スポーツ・文化芸術の振興と文化財の保存活用

町民の誰もがそれぞれの年齢や体力、能力に応じて、生涯を通してスポーツを楽しむことができる環境を整備し、健康増進を図るとともに、地域住民の交流を促進します。

町内に多くある国・県・町指定文化財や文化資源の保存と活用を図るほか、伝統文化の継承、文化財活用団体の支援を行います。

子どもから大人まで、多彩な文化芸術に親しむ環境を整備するとともに、文化芸術活動を支援します。

- ・各種スポーツ大会、レクリエーション活動の場の提供
- ・健康寿命延伸のためトレーニング教室等の開催
- ・地域芸術文化団体等の活動支援

■将来を見据えた地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしが実現できるように、地域の特性を活かした主体的なまちづくりを推進します。

地域における様々な課題を住民が主体的に解決する体制づくりを支援します。

- ・各地区での人口ビジョンワークショップの実施
- ・各地区における地域課題解決のための体制づくりの支援
- ・地域づくり事業補助金の整備

■社会教育、体育施設の再整備

幅広い世代がより利用しやすく、気軽に集うことができ、出会いと学びがある町民交流の拠点施設の整備を図ります。

- ・まなびタウンとうはく、図書館のリニューアル整備
- ・民間資金を活用した東伯総合公園の再整備

■人権を尊重するまちづくり

地域や学校、職場などあらゆる場において、豊かな人間性と人間関係を育む人権教育、人権学習の場を提供することで、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

- ・人権教育・啓発活動の推進
- ・人権基本条例（案）の策定
- ・より効果的な学習方法や学習機会の提供

令和7年度前期 琴浦町教育委員会計画訪問における懇談会について（報告）

【浦安小学校】

学校の課題を基にした懇談会のテーマ	懇談会での感想・意見・助言
<p>○確かな学力を育てるための学びづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ティーチングからファシリテーションへ ・互いの意見を深め、練り上げていくためのペア・グループでの話し合い活動 ・学びを深め、考えを深めるためのICT活用 ・基礎的・基本的な知識・技能の定着 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が話したくなる教師の声掛けができています。 ・子どもたちのつぶやきが多く、安心して学べる教室の雰囲気を感じられる。 ・ティーチングからファシリテーションへという意識改革がよい。 ・タブレットを普段活用し、ICTを対話や深い学びにつなげる活用ができています。 ・多様な地域ボランティアの活用がなされている。 ・NIEやICT等、新しいことにチャレンジする校長のリーダーシップがよい。

【赤碕小学校】

学校の課題を基にした懇談会テーマ	懇談会での感想・意見・助言
<p>○主体的に学ぶ子どもを育てる授業づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業観の転換：「教師主導」から「子ども主体」へ ・ICTの活用による個別最適な学びと協働的な学びの充実 ・「対話」をとおした深い学び 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業づくりと人間関係づくりの2本柱でめざす姿を明確にしているのがよい。 ・全職員で体制を整えており、その中に、形の部分と職員の思いの両方が見られるのがよい。 ・教員同士の対話を意図的に仕組み、教員の人材育成を大切にしている。 ・ICTのいろいろな使い方を工夫しようとする姿が見られる。 ・「心の健康観察」の取組は、児童理解、早期組織的対応において有効。

【赤碕中学校】

学校の課題を基にした懇談会テーマ	懇談会での感想・意見・助言
<p>○「学力向上推進」のための具体的方策について （具体的方策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習活動の到達目標を生徒と教師が明確に共有する。 ・生徒の興味関心を引き出す問いを設定し、解決に向けた取組を重視した指導を心がける。 ・学習方法や過程を振り返り、より効果的な手法や改善につながるような学習の展開を構築する。 ・ICT機器を積極的に活用し、個別最適化、協働性の両立をめざす。 ・グループワークの質を高める役割分担を明確化したり、問いを投げかけたり、つぶやきを拾ったりと思考を深める手助けをする。 ・対話と共有を重視しながら、グループで課題に挑戦する経験を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習のねらいと流れが提示されていてよい。 ・全体的に落ち着いている。今後も小中連携とスムーズな引継ぎをすすめてほしい。15の春に責任をもつことは小学校も同じ。小中連携を大切に。 ・どの教師も生徒が前向きに取り組める声掛けをしていたが、取り残されている子、活動が済んで何もしていない子も見られた。 ・2年生は授業の始まりに課題が見られた。 ・教師の話が長くなると生徒の活動が短くなる。生徒同士の対話をとおして学びが深まる工夫をしてほしい。 ・学習の進度と「誰も取り残さない」という視点を両立するには、教師の個性、生徒を引き付ける力（発問の工夫、わかる授業）→学習意欲と学力、学習規律の向上へ繋がっていくのではないかと。

【東伯中学校】

学校の課題を基にした懇談会テーマ	懇談会での感想・意見・助言
<p>○「学習する主体と集団」を育む授業づくり～協同学習の視点から～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習目標及び授業の流れの提示。～ゴールがわかる目標の設定をめざして～ ・協働的な学びの場面の設定 ・個の責任を明確にした表現活動、話し合い活動、伝え合い活動の工夫 ・振り返りカードの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かく学校経営案が立てられている。不登校の具体的な対策も説明でよくわかった。 ・サポート教室が定着し、生徒が落ち着いて課題に取り組む姿が見られた。 ・学校便り、HPの更新、まちコミの活用ができています。さらに保護者へ伝わる発信の工夫をすすめてほしい。 ・R6の自己評価では家庭学習に課題が見られる。課題解決にはしかけが必要。しないと困る設定、質や量の検討、やってよかったと思える家庭学習にする工夫をお願いしたい。 ・2年生に意欲のない生徒が複数いた。協同学習に入れない子への対応が必要。生徒同士で助け合い、意欲がない子や困っている子も共にできるようにしようという集団づくりをしてほしい。